

令和8年度 田辺市入札方針

適用日：令和8年6月1日

適用期間：令和8年6月1日から令和9年5月31日

建設工事の請負契約においては、良質な工事を確保し、かつ入札手続の透明性、競争性を高めるため、関係法令を遵守の上、適正に運用されることが求められる。このことを踏まえ、田辺市が発注する建設工事に係る入札参加条件等について必要な事項をここに定める。

入札参加資格の申請

田辺市の建設工事等の条件付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする場合は、下記に定める要件の他、別に定める資格審査申請要項に基づき、田辺市に入札参加資格審査申請書（以下「資格申請書」という。）に必要書類を添えて、提出期間内に提出すること。

1 申請要件

- (1) 建設業法による建設業許可を受けていること。
- (2) 建設業法の定めによる経営事項審査を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 上記の他、別に定める資格審査申請要項の欠格要件に該当しない者であること。

2 資格申請書の提出期間及び有効期間

- (1) 定期提出期間は、西暦の奇数年の1月中とし、その有効期間は、2年間とする。
(注：資格申請書を提出した年の6月1日から翌々年の5月31日まで)
- (2) 追加提出期間は、西暦の偶数年の1月中とし、その有効期間は、1年間とする。
(注：資格申請書を提出した年の6月1日から翌年の5月31日まで)

資格審査と登録

1 資格審査

提出された資格申請書は、田辺市工事入札資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審査を受けるものとする。

2 登録

- (1) 資格審査委員会の審査において、入札に参加できる資格を有する者（以下「有資格者」という。）として認められた者は、建設工事請負入札参加資格者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。なお、登録名簿は、契約課及び契約課ホームページにおいて公表するものとする。
- (2) 有資格者は、市内業者、県内業者及び県外業者に区分する。
- (3) 有資格者のうち、必要があると認めたものについては、資格を取消又は停止することができる。

市内業者および市外業者

1 市内業者

(1) 要件

市内業者の要件は、下記のとおりとし、公共工事の受注機会を確保し、地域経済の活性化及び市内業者の育成に努めるため、優先して入札に参加させるものとする。

ア 田辺市内に市との請負契約の履行を完結できる建設業法に基づく許可を得た主たる営業所又は本店（以下「本店等」という。）を有すること。

イ 法人の場合は、田辺市税の納税義務者であること。

ウ 個人事業者の場合は、事業主が田辺市税の納税義務者でありかつ田辺市に住民登録を有していること。ただし、この規定は、平成27年度の資格申請書提出時における新規登録業者から適用するものとする。

(2) ランク設定

ア 土木、建築、電気、管及び水道施設工事（以下「ランク設定5業種」という。）について、ランクを設定する。

イ ランク設定は、最大3業種までとし、資格申請書の提出時に希望するものとする。ただし、ランク設定が3業種未満の者に限り、次に掲げる場合は、有効期間中に追加でランク設定を行うものとする。

(ア) 有効期間中に経営事項審査を受け、経営規模等評価結果の総合評定値（以下「P点」という。）が新たに加算された工種においてランク設定を希望する場合

(イ) 年度途中において建設業許可及び経営事項審査をともに新規で受けた場合においては、資格審査申請書の追加提出期間においてのみ追加申請を受け付け、ランク設定を行う。1業者がランク設定できるのは、最大3業種までとする。

(ウ) 既に3業種のランク設定がされている者の有効期間中のランク設定の削除は認めるが、業種の変更は、資格審査申請書の追加提出期間においてのみ認めるものとする。

(3) ランク別による入札参加基準

ア ランク設定5業種別のランク要件及び発注基準額については、別表（1）のとおりとする。

イ 総合的な施工体制が必要な工事の場合は、発注基準額を超えて上位ランクの業者を参加させることができる。

ウ ランク設定要件を満たしていても、工事实績・技術者の配置状況又は以前施工した工事において、田辺市工事成績評定要領に基づく成績評定（以下「工事成績評定」という。）が不良と判定された場合、入札参加させないことができる。

エ 入札参加者が多数に及ぶ、又は競争性が確保できないほど少数となると想定される場合は、参加対象ランクや地域の範囲を縮小や拡大することができる。

オ 新規にランク設定（再登録や再度ランク設定をした場合も含む。以下同じ。）をした工種においては、最初の1年間は、当該工種の最低ランクとし、予定価格（税込）500万円未満の工事のみ入札参加できる。1年経過後は、ランク設定基準により改めてランク設定を行う。（ランク設定業種の追加申請による場合も同様とする。）

カ ランク設定5業種以外の工事については、最初の1年間は入札に参加できない。（登録業種の追加及び経営事項審査の新規受審による場合も同様とする。なお、登録業種の追加等の取扱いについては、「本項（2）イ」に準じる。）

キ 工事内容において、当該業種を中心に営んでいる業者を優先して参加させることができる。

2 市外業者（県内業者及び県外業者）

(1) 入札参加要件

ア 下記の事項に該当する工事において、工事入札指名業者選考委員会（以下「指名委員会」という。）の選考の結果、入札参加対象として適当と判断した場合は、入札に参加させることができる。

(ア) 大規模かつ技術的難度が高いと判断される工事。

(イ) 技術指導が必要であると判断される工事。

(ウ) 施工できる業者が限定される工事、又は市内業者のみでは競争性が確保できないと思われる工事。

イ 市外業者は、ランクを設定しないため、入札参加要件は、経営規模等評価結果通知書に基づく総合評定値（P点）及び完成工事高、同種工事の施工実績の有無、配置技術者等を条件とする。

(2) 田辺市内への本店等の移転

市外業者として登録した業者が、年度途中において田辺市内に本店等に移した場合の入札参加は、以下のとおりとする。

ア ランク設定5業種は、申請のあった日から1年間は、最低のランクとし、予定価格（税込）500万円未満の工事のみ、入札参加できる。1年経過後は、市内業者として、ランク設定基準により改めてランク設定を行い、ランク発注基準額に応じた工事の入札に参加できるものとする。

イ ランク設定5業種以外の工事については、申請のあった日から1年間は、入札に参加できないものとする。

ランクの設定方法

以下のとおり、客観点数と主観点数を合わせた総合点数によりランク付けを行う。

総合点数は、技術者配置等ランク設定条件に変更が生じた場合は、その都度変更する。

なお、別表（1）に示す各ランクに必要な総合点数（ランクアップ・ランクダウンの点数の境界）は、各ランクにおける業者数の分布・バランスを考慮し、見直しを行う場合がある。

1 客観点数

資格申請時に提出のあった経営規模等評価結果通知書に基づく総合評定値（P点）とする。

なお、最新の経営規模等評価結果通知書が提出された場合は、その都度変更する。

2 主観点数の算定

主観点数は、次の各号により算出した点数の合計点とする。

(1) 技術者

資格申請書提出時における技術者数で、資格証明書等の写しにより確認した業種ごとの技術者について算出した点数とする。

ア 技術者の資格は、技術者1人につき1資格とし、点数の高い資格を優先する。

イ 技術者の配点は、1級技術者5点、2級技術者3点、その他技術者1点とし、人数に配点を乗じる。（別表（3）参照）

ウ 監理技術者（該当業種）、給水主任技術者（水道施設工事に限る）の資格は、さらに5点を加点する。

エ 技術者の総点数は、50点を上限とする。

オ 入札参加資格の有効期間中に技術者が増減した場合は、ランクの見直しを行う。

(2) 労働安全衛生法関係資格者

資格審査申請書提出時に雇用されている従業員が、別表（4）に定めるいずれかの資格を取得している場合は、1人につき1点を加点し、10点を上限とする。

(3) 技術者及び労働安全衛生法関係資格者以外の資格者

資格審査申請書提出時に雇用されている従業員が、建設業法施行規則に規定する主任技術者又は監理技術者となり得る国家資格等（ただし、ランク設定5業種に係るものを除く。）及び労働安全衛生法に規定する資格以外に建設工事に関連すると思われる資格（例えば、解体工事施工技士・舗装施工管理技術者・推進工事技士等）を取得している場合は、1人につき1点を加点する。ただし、1人につき2資格までとし、10点を上限とする。

(4) 新卒者の従業員採用

ア 専門学科履修者

下記のいずれかに該当する者を卒業後1年以内に雇用しかつ資格審査申請書提出時まで連続して雇用している場合は、1人につき5点を加点し3人を上限とする。

(ア) 適用日から4年前の年の1月1日以降、別表（5）に記載の学科を修めて高等学校を卒業した者。

(イ) 適用日から2年前の年の1月1日以降、別表（5）に記載の学科を修めて大学、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等以上と国土交通大臣が認めた専門学校等を卒業した者。

イ 非専門学科履修者

下記のいずれかに該当する者を卒業後1年以内に雇用し、かつ資格審査申請書提出時まで連続して雇用している場合は、1人につき3点を加点し3人を上限とする。

(ア) 適用日から4年前の年の1月1日以降、別表（5）に掲げる学科以外の学科を修めて高等学校を卒業した者。

(イ) 適用日から2年前の年の1月1日以降、別表（5）に掲げる学科以外の学科を修めて大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を卒業した者

(5) 障害者雇用

資格審査申請書提出時に雇用している障害者の数が下記のいずれかに該当するときは、5点を加点する。

ア 法定義務建設業者（常時雇用者数が50人以上）の場合は、法定雇用率（2.0%）を超えているとき。

イ 非法定義務建設業者の場合は、1名以上雇用しているとき。

(6) 消防団員雇用

資格審査申請書提出時に雇用されている従業員が、田辺市消防団員に任命されている場合、1人につき3点を加点する。ただし、3人を上限とする。

(7) 企業年金制度導入

資格審査申請書提出時に経営事項審査で認められている企業年金制度又は退職一時金制度（建設業退職金共済組合は除く。）を導入している場合は、5点を加点する。

(8) 災害対応協定

田辺市と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体の会員で、その協定に同意したものについて、ランク設定5業種の該当業種にそれぞれ20点を加点する。

ただし、複数の団体に加入していても、20点とする。

ア 田辺土木業協会 平成13年9月18日締結

イ 田辺市管工事業協同組合 平成17年6月14日締結

ウ 田辺電気技術者協会 平成18年9月6日締結

エ 龍神村建設業協会 平成19年1月31日締結

オ 紀南管工事協同組合 平成20年3月13日締結

(9) ISO 9000・ISO 14000等の認証取得

資格審査申請書提出時で認証取得しているものには、次の点数を加点する。

- ア ISO 9000シリーズ 20点
 - イ ISO 14000シリーズ 20点
 - ウ エコアクション21 5点(ただし、イのISO 14000シリーズとの重複加点はしない。)
- (10) 入札参加資格停止及び営業停止を受けた期間
- ア 入札参加資格停止期間
資格審査申請書提出時の直近過去2年間に、田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた者に対し、別表(6)の入札参加資格停止期間に応じた点数を加える。
 - イ 営業停止期間
建設業法第28条に基づく営業停止を受けた者に対し、別表(7)の営業停止期間に応じた点数を加える。
- (11) 工事成績評定
- ア 工事成績評定に基づき、別表(8)の一定の配点を加点又は減点するものとする。
 - イ 加点又は減点の方法は、当該業者の直近過去2カ年度のランク設定5業種毎の工事成績評定の平均点(小数点未満切り捨て)に該当する配点を加点する。
- 3 通知及び公表
- (1) 有資格者への通知
- ア 有資格者の総合点数及びランク設定対象業種別のランクについては、有資格者個々に通知する。
 - イ 年度途中におけるランクの変更についても、有資格者個々に通知する。
- (2) 各業者のランク、主観点数及び総合点数は、公表しない。ただし、特定建設工事共同企業体による入札時においては、入札参加者に対するランクの公表について個別に判断するものとする。

入札参加資格の停止及び保留

有資格者が下記の事項に該当する場合、定められた期間内の入札参加をできないものとする。

1 入札参加資格停止措置

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者で、その事実があつてから定める期間を経過していない者。
- (2) (1)に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- (3) 田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領(以下「参加資格停止要領」という。)の措置要件に該当した場合。
- (4) 田辺市建設工事等暴力団排除に関する措置要領(以下「暴力団排除要領」という。)の措置要件に該当した場合。

2 入札参加資格保留

工事請負者が工事完成後に実施する成績評定が「不良」となり、田辺市工事成績評定要領第7条に規定する入札参加資格保留基準に該当する場合は、定める期間内の入札参加資格を保留するものとする。

入札談合等不正行為の排除の徹底

1 指名業者の公表

指名競争入札における指名業者名は、事後公表とする。

2 入札・契約に係る情報の公表方法

入札契約適正化法等に基づき、公表が義務付けられている事項については、透明性を図る観点から可能な限りホームページ等を活用した情報の公開を行う。

3 ペナルティの強化

公共工事の適正な施工を確保するため、入札及び契約に関しての不正行為に対して田辺市談合情報対応マニュアルや参加資格停止要領に基づき、厳正に対応する。

4 賠償金

請負業者が当該工事の入札に関し以下の事項に該当した場合、請負金額の20%を賠償金として請求する。

(1) 独占禁止法に違反し公正取引委員会が課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 刑法又は独占禁止法に規定する刑が確定したとき。

5 暴力団関係の排除

暴力団排除要領を運用し、公共工事等の発注に関する暴力団の排除に努める。

入札契約等の方法及び特例

1 入札方法

(1) 一般競争入札

原則は、条件付き一般競争入札とする。

ただし、指名競争入札が適切と判断した場合は、指名競争入札を行う。

(2) 指名競争入札

指名競争入札を行う場合は、下記のとおりとする。

ア ランク設定5業種と解体工事以外の工事。

イ 指名競争入札に付することが適当であると判断した工事。

ウ 土木工事に限り、予定価格（税込）2,000万円未満の災害復旧工事。

2 入札及び開札の執行方法

入札及び開札については、以下の方法で執行するものとする。執行方法については、入札公告又は指名通知書にて指定する。

(1) 入札者が一堂に会して面前で入札及び開札を執行する入札（以下「面前入札」という。）

(2) 田辺市郵便入札に関する要領に基づき執行する郵便入札（以下「郵便入札」という。）

(3) 田辺市電子入札に関する要領に基づき電子入札システムを利用して執行する入札（以下「電子入札」という。）

3 特例形態

(1) 土木工事の地域割（別表（1）参照）

ア 市内を以下の5地域に区分する。

(ア) A地域 旧田辺市

(イ) B地域 旧龍神村

(ウ) C地域 旧中辺路町

(エ) D地域 旧大塔村

(オ) E地域 旧本宮町

イ 地域割の5地域における予定価格（税込）500万円未満の土木工事については、本店等を各地域に有する市内業者を中心に入札参加させる。

ただし一つの地域では、入札参加者数が一定数に満たない場合は、地域割の枠を超えて入札参加させることができる。

ウ B・C・D・E地域の工事については、地域性を考慮し、その地域で発注する工事に限り、上位ランクの業者を参加させることができる。

エ A地域における予定価格（税込）250万円未満の土木工事については、更に2地区に分割する。（別表（1）参照）

(2) 土木工事における災害復旧工事（別表（2）参照）

応急措置を伴うことから、予定価格（税込）2,000万円未満の工事については、原則指名競争入札で行うとともに、地域割を中心として発注基準額範囲を超えることができる。

ア 業者の指名（選考）については、市内業者の地域割に基づくこととするが、A地域（旧田辺市）に本店等を置く業者にあつては、更に6地区に分割する。

イ A地域における予定価格（税込）500万円以上2,000万円未満の工事については、6地区の隣接地区内の土木工事業者を指名する。

ウ A地域における予定価格（税込）500万円未満の工事については、6地区内の土木工事業者による指名を行う。

エ 土木工事のランク「イ」の業者は、本店等がある地域で発注する工事に限り、予定価格（税込）1,000万円未満の工事であっても指名対象とする。

オ 入札参加者が少なく、競争性が発揮できない土木工事においては、指名の範囲を拡大

することがある。

(3) 合併入札

同一箇所又は近隣箇所における関連性が高い複数の工事で、同一業者と契約締結する必要があると認めたものは、2以上の工事の入札を1つにまとめて執行することができる。

(4) 特定建設工事等共同企業体による入札

大規模かつ技術的難易度の高い工事の履行に際しては、田辺市建設工事等共同企業体取扱要領の規定により、共同企業体による入札を行うことができる。

(5) 分離・分割発注

ア 建設工事の発注に当たり、価格、数量、工程等から経済合理性、公平性等に反しないか十分検討し、市内中小業者の受注機会の確保・増大を図るために、分離・分割して発注することに努める。

イ 建築関係の新增改築工事については、原則下記の区分により発注する。

電気設備工事	設計金額200万円を超える場合は、電気設備工事として発注する。
機械設備工事	設計金額200万円を超える場合は、機械設備工事として発注する。

ウ ただし、小規模工事や分離・分割発注することで工事施工監理や工事進捗に支障が生じる工事については、この限りではない。

(6) 総合評価落札方式

ア 総合評価落札方式は、引き続き試行的に実施するものとし、工事内容やその他の条件等で判断する。なお、実施の可否や詳細等については、資格審査委員会で決定する。

イ 予定価格が低入札価格調査制度の対象工事であれば、総合評価落札方式と併せて低入札価格調査制度で行うものとする。

入札参加者選考方法

1 条件付き一般競争入札

(1) 工事等実績による条件

ア ランク設定5業種のうち予定価格（税込）250万円以上の工事については、同種工事の施工実績を求めるが、予定価格（税込）250万円未満の小規模な工事については、新規参入業者や実績を持たない業者も入札参加機会が得られるように、これらの実績を求めないものとする。

イ 経営事項審査結果における当該工事の完成工事高が、一定以上もしくは建設工事全体の完成工事高に対する比率が30%以上を条件とする。

ウ 土木工事の完成工事高は、「とび土工・コンクリート工事」の完成工事高も加算した額とする。

エ 施工実績を満たしていない者であっても、過去の実績等を条件に入札参加を認めることがある。

(2) その他

ア 主に予定価格（税込）1億円以上の大規模工事及び技術的難度が高い等の工事において、条件の設定が必要であると判断した工事にあつては、その内容に応じて施工実績や技術者の配置要件等、適宜条件を設定する場合がある。

イ 地域割、ランク等を考慮し、入札参加資格者の条件を決める場合がある。

ウ 入札参加資格者のうちから、参加可能な者になるべく5者以上となるよう条件設定するものとする。

2 指名委員会による選考

(1) 設計金額（税込）2,000万円以上の工事については、指名委員会に諮り、指名業者の選考

- 及び条件付き一般競争入札における入札参加条件を決定するものとする。
- (2) 設計金額(税込)2,000万円未満の工事及び委託業務についても、必要に応じて指名委員会に諮るものとする。

入札執行、落札者の決定の方法

別に定める「田辺市建設工事等競争入札執行要領」に基づくものとする。

予定価格

予定価格は、設計金額もしくはその他の方法により算出した額とし、事前公表する。

入札保証金

入札保証金は、免除とする。

入札及び契約の適正化

手抜き工事、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等公共工事の品質確保に支障が生じないこと及び建設業の健全な発展のため、最低制限価格制度、係数抽出型最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を活用し、ダンピング受注の排除に努めるとともに公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保を図るものとする。

係数抽出型最低制限価格制度

原則として予定価格(税込)1億5,000万円未満の建設工事に適用する。

1 最低制限基準額(税抜)の設定

下記の計算式の合計額(1,000円未満切り捨て)を最低制限基準額とする。

直接工事費額	=	直接工事費	×97%	(円未満切り捨て)
共通仮設費額	=	共通仮設費	×90%	(円未満切り捨て)
現場管理費額	=	現場管理費	×90%	(円未満切り捨て)
一般管理費額	=	一般管理費	×68%	(円未満切り捨て)

2 建築関連工事(建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事)の場合の設定

直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「直接工事費相当額」及び「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、次の計算式とする。

直接工事相当額	=	{直接工事費	×90%	(円未満切り捨て)}	×97%
共通仮設費額	=	共通仮設費	×90%	(円未満切り捨て)	
現場管理相当額	=	{現場管理費+	(直接工事費×10%)	(円未満切り捨て)}	×90%
一般管理費額	=	一般管理費	×68%	(円未満切り捨て)	

3 最低制限基準額の設定範囲は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内とする。

4 最低制限価格の設定方法は、以下のとおりとする。

- (1) 上記1もしくは2の計算式で設定した最低制限基準額に、別表(9)の調整係数を乗じて、最高+1.5%の範囲内で変動させた額(1,000円未満切り捨て)を最低制限価格とする。

$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基準額} \times \text{調整係数} (1.0150 \sim 1.0000)$
--

- (2) 調整係数は、入札会場において開札直後に行う抽選により決定する。

5 最低制限基準額及び最低制限価格の公表は、開札直後に行うものとする。

低入札価格調査制度

原則として、予定価格（税込）1億5,000万円以上の建設工事に適用する。ただし、随意契約及び災害復旧工事に係るものを除く。

1 低入札価格調査基準額（税抜）の設定。

下記の計算式の合計額（1,000円未満切り捨て）を低入札価格調査基準額とする。

直接工事費額	=	直接工事費	×97%	（円未満切り捨て）
共通仮設費額	=	共通仮設費	×90%	（円未満切り捨て）
現場管理費額	=	現場管理費	×90%	（円未満切り捨て）
一般管理費額	=	一般管理費	×68%	（円未満切り捨て）

2 建築関連工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事）の場合の設定

直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「直接工事費相当額」及び「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次の計算式とする。

直接工事相当額	=	{直接工事費 ×90%（円未満切り捨て）}	×97%
共通仮設費額	=	共通仮設費	×90%（円未満切り捨て）
現場管理相当額	=	{現場管理費 +（直接工事費×10%）（円未満切り捨て）}	×90%
一般管理費額	=	一般管理費	×68%（円未満切り捨て）

3 低入札価格調査基準額の設定範囲は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内とする。

4 低入札価格調査基準額は、事前公表とする。

5 注意事項

低入札価格調査基準額を下回る価格で入札する入札参加者は、低入札価格調査報告書の各様式を作成し、面前入札の場合は、入札会場に持参しておくこと。なお、電子入札及び郵便入札においては、入札公告等において指定する書類を入札書提出時に提出すること。

6 失格判定基準

別に定める「田辺市低入札価格調査による失格判定基準」に基づき、提出された入札書、入札内訳書及び低入札価格調査報告書等の書類調査を行い、失格判定基準に該当する場合は、失格とする。

入札の延期又は取り止め、1者入札の取扱い等

1 天災地変その他やむを得ない事由が生じた時は、入札を延期又は取り止めることとする。

事前に入札を延期し又は取りやめることを決定した場合は、開札日の前日の午後5時までに田辺市入札情報システム、市契約課ホームページ、又は市公式SNS等で公表する。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 一の入札について、入札者が1人の場合（以下「1者入札」という。）は、原則、入札を取りやめることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1者入札の場合においても入札を執行するものとする。なお、その場合は、入札公告又は指名通知等において、1者入札においても入札を執行する旨の記載を行うものとする。

(1) 災害復旧工事等において、特に緊急を要する場合

(2) 事業の目的が災害対策等であり、かつ、事業の遅延により特に市民生活等に大きな影響を与えると認められる場合

(3) 今後、入札条件や仕様等に変更する余地が無く、入札時期の変更も難しいと認められる場合

施工技術の確保

建設業法及び建設業法施行令では、建設工事の適正な施工の確保を図るため、以下のとおり規定されている。

- 主任技術者又は監理技術者は、建設工事一件あたりの請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合、工事現場ごとに専任でなければならない。
- 建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。
- 工事施工の一切の事項を処理する現場代理人については、特別な場合を除き工事現場ごとに常駐しなければならない。
- 当初、主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

以上を踏まえ、本市が発注する建設工事の契約における技術者等の配置の考え方は、次のとおりとする。

1 技術者の適正配置

- (1) 予定価格（税込）4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事は、専任の主任技術者（営業所専任技術者と兼任は不可）の配置を求める。
- (2) 予定価格（税込）7,000万円以上の工事は、全ての業種で特定建設業の許可を求める。
- (3) 予定価格（税込）7,000万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事は、専任の監理技術者（営業所専任技術者との兼任は不可）の配置を求める。
- (4) 現場代理人については、原則として工事現場ごとに常駐とする。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）との兼任は可能とする。
- (5) 上記の他、下請負金額の増加や変更契約等があった場合等は、建設業法に則った適正な技術者の配置を行うこと。

2 技術者等配置の緩和措置

- (1) 監理技術者等の専任特例等について（令和7年6月1日から適用する。）

建設業法第26条第3項ただし書き（以下建設業法第26条第3項ただし書第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。）及び26条の5の規定（以下、「営業所技術者等の兼任」という。）の適用を受ける監理技術者等の配置について以下のとおり取り扱う。ただし、特段の事情がある場合は、兼務を認めない場合もある。

ア 兼務する工事は、全て本市発注工事であること。（他の発注機関から受注した工事との兼務は認めない。以下同じ。）

イ 兼務する全ての工事において、事前に工事打合簿等により監督員の承諾を得ること。

ウ 兼務する場合は、技術資料として全ての兼務する工事ごとに「主任技術者等兼務届出」を監督員に提出すること。

エ 請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。なお、工事途中で1億円（建築一式工事は2億円）以上となった場合、それ以降は専任特例を活用できないので注意すること。

オ 兼務する現場数が2（営業所技術者等の兼任の場合、工事現場の件数は1件）以下であること。

カ 工事現場間（営業所技術者等の兼任の場合、営業所と工事現場）の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

キ 下請次数が3を超えていないこと。工事途中に下請次数が3を超えた場合、それ以降は専任特例を活用できないため、主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。

ク 専任特例1号及び営業所技術者等の兼任の場合は、現場状況の確認のための情報通信機器を設置すること。情報通信機器は、請負業者の主任技術者又は監理技術者がCCUS等により遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていることとする。

ケ 専任特例1号及び営業所技術者等の兼任の場合は、監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を配置すること。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

コ 専任特例2号の場合は、工事現場ごとに監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。なお、監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であり、専任で配置する監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3カ月以上の雇用関係）があること。

サ 調査基準価格を下回る応札をしていないこと。

シ 上記の条件以外にも、運用の詳細や留意事項は、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」を参照の上、記載されている条件を満たしていることを条件とするため、個々の工事及び状況において判断するものとする。

(2) 主任技術者の専任要件の緩和措置について（令和7年6月1日から適用する。）

専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、移動距離が10km程度以内の場合は、2件（災害復旧工事等※を含む場合は3件まで）の建設工事を管理できるものとする。ただし、特段の事情がある場合は、兼務を認めない場合もある。

なお、この規定は、監理技術者には適用できないため、注意すること。

ア 兼務する工事は、全て本市発注工事であること。

イ 兼務する全ての工事において、事前に工事打合簿等により監督員の承諾を得ること。

ウ 兼務する場合は、技術資料として全ての兼務する工事ごとに「主任技術者等兼務届出」を監督員に提出すること。

(3) 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

以下の条件を満たす場合は、常駐義務を緩和し、他の工事との兼務を可能とする。ただし、特段の事情がある場合は、兼務を認めない場合もある。

ア 本市が専任の主任技術者等の配置を求めている工事でないこと。ただし、密接な関係のある工事については、この制限は設けない場合がある。なお、兼務できる条件は、以下のとおりとする。

(ア) 兼務する工事の件数が3件以内であること。

(イ) 兼務する工事場所が同一地域（次のとおり）内であること。

i A地域 旧田辺市

ii B地域 旧龍神村

iii C地域 旧中辺路町

iv D地域 旧大塔村

v E地域 旧本宮町

イ 予定価格（税込）250万円以下同士の工事であれば、現場代理人の兼務の工事件数、及び地域については、制限を設けないものとする。

ウ 前2号の規定は、下記の条件を満たしていることが必要となるため留意すること。

- (ア) 兼務する工事が全て本市の発注工事であること。
- (イ) 兼務する全ての工事において、事前に工事打合簿等により監督員の承諾を得ること。
- (ウ) 兼務する場合は、技術資料として全ての兼務する工事ごとに「現場代理人兼務届」を監督員に提出すること。
- (エ) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (オ) 兼務する現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐させること。
- (カ) 現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる際には、各々の工事現場に連絡員を常駐させ常時連絡が取れるようにすること。

(4) その他の緩和措置

- ア 他の工事現場と兼務をしていない予定価格（税込）250万円以下の工事の現場代理人と、専任を必要としない工事に配置の主任技術者についても兼務を認める。
- イ 複数の工事箇所を1工事として発注する予定価格（税込）500万円以下の工事で、各工事箇所を同時または連続的に施工することが困難である等の理由により、契約期間が長期間（9カ月以上）に及ぶ場合における現場代理人は、予定価格（税込）250万円以下の他工事との兼務を認める。
- ウ 合併入札等において、工事箇所が近接しており連続性が認められる場合、又は工事間で密接な関係性があると認められる場合において、入札公告等で規定する場合は、その工事間に限り現場代理人又は主任技術者等の兼務を認める。

3 技術資料の提出

契約締結に先だって技術資料の提出を求め、原則全件技術審査を行うこととし、工事現場における適正な技術者の配置を求める。

(1) 技術資料

- ア 手持ち工事の現場代理人、主任技術者等配置状況一覧表
- イ 専任の主任技術者等の配置を求める工事に限り、営業所専任技術者と重複していないことの証明（建設業許可申請時に提出の専任技術者証明書の写し）
- ウ 現場代理人等通知書
- エ 現場代理人及び主任技術者等の経歴書
- オ 主任技術者等の資格者証等の写し
- カ 現場代理人及び主任技術者等の常勤性が確認できる書類
- キ 上記の他、入札公告にて提出を求める資料

(2) 技術者常勤性の確認

- ア 工事現場に配置する専任の主任技術者等は、3カ月以上の雇用関係を必要とする。
- イ 現場代理人及び主任技術者等の常勤性が確認できる書類とは、雇用保険証、源泉徴収簿等の写しの内いずれかとする。
- ウ 本市発注工事に配置の現場代理人については、受注者と雇用関係があることが必要であるが、雇用期間の制限はなしとする。
- エ 現場代理人に限り、上記書類が提出できない場合は、省略可とするが、主任技術者等については、省略不可とする。

工事成績評定の導入及び活用

工事成績評定による厳正かつ的確な評定を実施し、業者選定及び指導育成並びに工事の品質向上を図る。

測量・設計等委託業務について

1 発注の方法

発注の方法は、次の区分のとおりとする。

(1) 条件付き競争入札

測量・設計業務のうち市内業者に発注するもの、及び地籍調査業務

(2) 指名競争入札

前号以外のもの（建築設計・補償・地質調査・その他の建設コンサルタント業務等）

2 最低制限価格等

「田辺市測量設計等委託業務の入札に係る落札者決定要領」に基づくものとする。

3 ランク設定

測量・設計業務の入札参加対象業者（市内業者に限る）についてランク付けを行う。ランク及び発注基準額は別紙「測量・設計業務の入札に係るランク付けに関する総合点数算出方法」に基づき算出した総合点数により、次の区分のとおり設定する。

総合点数	ランク	入札参加可能な業務
180点以上	イ	全件
180点未満	ロ	予定価格（税込）500万円未満

なお、新規にランク設定をした業者は、最初の1年間は、最低のランクとし、次年度以降、ランク設定基準により改めてランク設定を行う。また、市外業者として登録した業者が、年度途中において田辺市内に本店等に移した場合のランク設定についても同様の扱いとする。

4 条件付き一般競争入札

入札に参加するにあたり、以下の条件を設定するものとする。

(1) 測量・設計業務の内、市内業者に発注する業務

ア ランク以外に所属技術者（技術士、技術管理者、RCCM）に関する条件を付すものとする。ただし、設計を含まない測量のみの業務については、当該条件を付さないものとする。

イ 前号の条件を満たさない者であっても、過去5年間に本市が発注した業務で土木関係の設計を含むものを履行した実績を有する者に限り、入札参加を認めるものとする。

(2) 地籍調査業務（調査工程のみの案件）

ア 所属技術者（土地家屋調査士、地籍主任調査員等の地籍調査業務の主任技術者として必要な資格）に関する条件を付すものとする。

イ 公共事業における地籍調査業務の履行実績を求めるものとする。

ウ 予定価格（税込）3,000万円以上の地籍調査業務における主任技術者は、本市発注の他の地籍調査業務との兼務を認めないものとする。

エ 新規登録業者については、登録後1年間は、地籍調査業務1件あたりの予定価格が500万円未満のもののみ参加できるものとする。

(3) 地籍調査業務（測量工程を含む案件）

上記（2）に加え、以下の条件を設定するものとする。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定に基づく登録を受けている者

イ 測量法に基づく測量士を主任技術者として配置するものとする。なお、地籍調査業務の主任技術者との兼務は、認めるものとする。

ウ 測量・設計業務のランクを準用するものとする。

5 その他の事項については、工事の入札方針を準用して入札を執行するものとする。

測量・設計業務の入札に係るランク付けに関する総合点数算出方法

1 ランク設定の方法

「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（平成6年11月14日建設省厚契第16号）」に基づく点数を客観点数、田辺市が設定する要件の項目ごとの点数を主観点数とし、客観点数と主観点数を合わせた総合点数によりランク設定を行うものとする。なお、ランクについてはイ、ロの2段階評価とする。

2 客観点数の算出方法

(1) 測量業務年間平均実績高による点数

ア 年間平均実績高に応じ次のとおり配点する。

測量業務年間平均実績高	配点
20億円以上	30点
10億円以上 ～ 20億円未満	25点
5億円以上 ～ 10億円未満	20点
1億円以上 ～ 5億円未満	15点
1億円未満	10点

イ アの配点に3を乗じて得た点数を年間平均実績高による点数とする。

(2) 自己資本額数値による点数

ア 自己資本額を業種別年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（自己資本額÷業種別年間平均実績高×100）を算出する。

イ アの数値に応じ次のとおり配点し、これを自己資本数値による点数とする。

数値	配点
10以上	30点
5以上 ～ 10未満	20点
5未満	10点

(3) 有資格者数による点数

ア 測量士1人につき5点、測量士補1人につき2点とし、それぞれの人数を乗じて得た数値の合計数値を算出する。（測量士の人数×5＋測量士補の人数×2）

イ アの合計数値に応じ次のとおり配点する。

合計数値	配点
110 ～	30点
65 ～ 109	25点
40 ～ 64	20点
15 ～ 39	15点
～ 14	10点

ウ イの配点に5を乗じた点数を有資格者数による点数とする。

(4) 営業年数による点数

営業年数に応じ次のとおり配点し、これを営業年数による点数とする。

年数	配点
35年以上	30点
25年以上 ～ 35年未満	25点
15年以上 ～ 25年未満	20点
5年以上 ～ 15年未満	15点
5年未満	10点

(5) 客観点数

上記（1）～（4）の合計を客観点数とする。

3 主観点数の算出方法

(1) 障害者雇用

雇用している障害者の人数が、次のいずれかに該当するときは5点を加点する。

ア 常時雇用者数が50人以上の場合は、法定雇用率（2.0%）以上であるとき。

イ 常時雇用者数が50人以下の場合は、1名以上雇用しているとき。

(2) 企業年金制度の導入

和歌山県の経営事項審査において評価の対象となっている退職一時金制度又は企業年金制度を導入している場合は5点を加点する。

(3) 災害対応協定

田辺市と災害時における応急対応業務に関する協定を締結している団体の会員で、その協定に同意した者に20点を加点する。

ア 田辺地方測量設計業協会 平成26年4月30日締結

(4) ISO 9000・ISO 14000等の認証取得

次の各種認証について取得している者には、次の点数を加点する。

ア ISO 9000シリーズ 20点

イ ISO 14000シリーズ 20点

ウ エコアクション21 5点 ※ただし、イのISO 14000シリーズとの重複加点はしない。

(5) 入札参加資格停止及び営業停止を受けた期間

過去2年間に、田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止措置及び測量法第57条第2項の規定による営業停止を受けた者に対し、定められた資格停止及び営業停止期間に応じた点数を加える。

ア 入札参加資格停止期間

入札参加資格停止期間	点 数
1月未満	－5点
1月以上3月未満	－10点
3月以上6月未満	－20点
6月以上	－30点

イ 営業停止期間

営業停止期間	点 数
1月未満	－10点
1月以上3月未満	－20点
3月以上	－30点

(6) 消防団員雇用

雇用されている従業員が、田辺市消防団員に任命されている場合、1人につき3点を加点する。ただし3人を上限とする。

(7) 主観点数

上記（1）～（6）により算出された点数の合計を主観点数とする。

別表（１）

工種別ランク要件及び発注基準額

<土木工事>

※地域割～A地域（旧田辺市）・B地域（旧龍神村）・C地域（旧中辺路町）
 ・D地域（旧大塔村）・E地域（旧本宮町）

※地区割～A－1（芳養、中芳養、上芳養 各地区）
 A－2（稲成小学校、田辺第三小学校 各校区）
 A－3（秋津、上秋津、秋津川 各地区）
 A－4（田辺第一小学校、田辺第二小学校 各校区）
 A－5（万呂、三栖、長野 各地区）
 A－6（あけぼの、朝日ヶ丘、新万、新庄 各地区）

ランク	総合点数及び技術者条件	設計金額（税込） （許可条件）	参加地域・地区要件
イ	800点以上 1級土木施工管理技士等 2人以上 監理技術者 2人以上	7,000万円以上 （特定建設業）	市内全域対象
		7,000万円未満 ～2,000万円以上	(1)A地域 (2)B～E地域に2分割
		2,000万円未満 ～1,000万円以上	(1)A地域 (2)B地域 (3)C地域 (4)D地域 (5)E地域
ロ	799～680点 1級土木施工管理技士等 1人以上 監理技術者 1人以上	1億円未満 ～7,000万円以上 （特定建設業）	市内全域対象
		7,000万円未満 ～500万円以上	(1)A地域 (2)B～E地域
		500万円未満 ～250万円以上	(1)A地域 (2)B地域 (3)C地域 (4)D地域 (5)E地域
		250万円未満	(1)A地域 (A－1・2・3地区) (2)A地域 (A－4・5・6地区) (3)B地域 (4)C地域 (5)D地域 (6)E地域
ハ	679～550 2級土木施工管理技士等 1人以上	3,000万円未満 ～500万円以上	(1)A地域 (2)B～E地域に2分割
		500万円未満 ～250万円以上	(1)A地域 (2)B地域 (3)C地域 (4)D地域 (5)E地域
		250万円未満	(1)A地域 (A－1・2・3地区) (2)A地域 (A－4・5・6地区) (3)B地域 (4)C地域 (5)D地域 (6)E地域
ニ	549以下 その他、実務経験者等 1人以上	1,000万円未満 ～500万円以上	(1)A地域 (2)B～E地域
		500万円未満 ～250万円以上	(1)A地域 (2)B地域 (3)C地域 (4)D地域 (5)E地域
		250万円未満	(1)A地域 (A－1・2・3地区) (2)A地域 (A－4・5・6地区) (3)B地域 (4)C地域 (5)D地域 (6)E地域

<建築工事>

※市内全域対象

ランク	総合点数及び技術者条件	設計金額（税込）・（許可条件）
イ	780以上 1級建築士・1級建築施工管理技士 3人以上 監理技術者 3人以上	7,000万円以上（特定建設業）
		7,000万円未満～1,000万円以上
ロ	779～650 1級建築士・1級建築施工管理技士 1人以上 監理技術者 1人以上	1億円未満～7,000万円以上 （特定建設業）
		7,000万円未満～500万円以上
ハ	649～550 2級建築士・2級建築施工管理技士 1人以上	3,000万円未満
ニ	549以下 その他、実務経験者等 1人以上	1,000万円未満

<電気工事>

※市内全域対象

ランク	総合点数及び技術者条件	設計金額（税込）・（許可条件）
イ	750以上 1級電気工事施工管理技士等 1人以上 監理技術者 1人以上	7,000万円以上（特定建設業）
		7,000万円未満～1,000万円以上
ロ	749～580 2級電気工事施工管理技士等 1人以上	3,000万円未満
ハ	579以下 その他、実務経験者等 1人以上	1,000万円未満

<管工事>

※市内全域対象

ランク	総合点数及び技術者条件	設計金額（税込）・（許可条件）
イ	650以上 1級管工事施工管理技士等 1人以上 監理技術者 1人以上	7,000万円以上（特定建設業）
		7,000万円未満～1,000万円以上
ロ	649～550 2級管工事施工管理技士等 1人以上	3,000万円未満
ハ	549以下 その他、実務経験者等 1人以上	1,000万円未満

<水道施設工事>

※市内全域対象

ランク	総合点数及び技術者条件	設計金額（税込）・（許可条件）
イ	650以上 1級土木施工管理技士等 1人以上 監理技術者 1人以上	7,000万円以上（特定建設業）
		7,000万円未満～1,000万円以上
ロ	649～550 2級土木施工管理技士 1人以上	3,000万円未満
ハ	549以下 その他、実務経験者等 1人以上	1,000万円未満

*水道管布設工事の場合の条件… 田辺市指定給水装置工事業者であること

別表（２）

災害復旧工事に係るA地域（旧田辺市）の地区割

<予定価格500万円未満の工事>

工事場所により下記の6地区ごとに分割し入札を行う。

地区名	対 象 地 区
A - 1	芳養、中芳養、上芳養 各地区
A - 2	稲成小学校、田辺第三小学校 各校区
A - 3	秋津、上秋津、秋津川 各地区
A - 4	田辺第一小学校、田辺第二小学校 各校区
A - 5	万呂、三栖、長野 各地区
A - 6	あけぼの、朝日ヶ丘、新万、新庄 各地区

<予定価格500万円以上2,000万円未満の工事>

工事場所により6地区を下記のとおりとして隣接地区3地区に分割し入札を行う。

隣接地区割	対 象 地 区
A-1・2	芳養、中芳養、上芳養各地区及び稲成、第三各小学校区
A-3・4	秋津、上秋津、秋津川各地区及び田辺第一、田辺第二各小学校区
A-5・6	万呂、三栖、長野、あけぼの、朝日ヶ丘、新万、新庄各地区

災害復旧工事に係るその他の地域

<設計額2,000万円未満の工事>

工事場所により、4地域それぞれに本店等を有する業者を対象として入札を行う。

地域	対 象 範 囲
B	旧龍神村
C	旧中辺路町
D	旧大塔村
E	旧本宮町

別表（3）
資格者及び配点

法令	資格者（5点）	資格者（3点）
建設業法	1級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 1級電気工事施工管理技士 1級管工事施工管理技士 1級造園施工管理技士	2級建設機械施工技士 2級土木施工管理技士 2級建築施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士 2級造園施工管理技士
建築士法	1級建築士	2級建築士
電気工事士法 電気事業法		第1種電気工事士 第2種電気工事士（3年） 電気主任技術者 （第1種～第3種）
技術士法	各種技術資格者	
水道法	給水装置工事主任技術者 （水道施設工事のみ）	
職業能力開発促進法		各種技術資格者

その他、実務経験者、登録機関技能者等 1点

別表（４）
資格者一覧

1	高圧室内作業主任者	30	高所作業車運転技能講習修了者
2	林業架線作業主任者	31	玉掛け技能講習修了者
3	ガス溶接作業主任者	32	石綿取扱い作業従事者特別教育修了者
4	衛生管理者	33	車両系建設機械運転特別教育修了者
5	発破技士	34	高所作業車運転特別教育修了者
6	クレーン・デリック運転士（床上運転式含む）	35	チェーンソー以外の振動工具の取扱の業務に関する安全衛生教育修了者
7	移動式クレーン運転士	36	アーク溶接特別教育修了者
8	潜水士	37	巻き上げ機械運転特別教育修了者
9	コンクリート破砕器作業主任者	38	自由研削砥石（グラインダ）特別教育修了者
10	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	39	低圧電気取扱特別教育修了者
11	ずい道等の掘削等作業主任者	40	粉じん作業特別教育修了者
12	ずい道等の履工作業主任者	41	軌道装置の動力車の運転特別教育修了者
13	型枠支保工の組立て等作業主任者	42	コンクリートポンプ車の作業装置の操作特別教育修了者
14	足場の組立て等作業主任者	43	ボーリングマシンの運転特別教育修了者
15	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	44	潜函（高圧室内作業）特別教育修了者
16	鋼橋架設等作業主任者	45	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転特別教育修了者
17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	46	安全衛生推進者（初任時）能力向上教育修了者
18	コンクリート橋架設等作業主任者	47	足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者
19	木造建築物の組立て等作業主任者	48	玉掛業務従事者教育修了者
20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	49	車両系建設機械運転業務従事者教育修了者
21	有機溶剤作業主任者	50	安全管理者選任時研修修了者
22	石綿作業主任者	51	統括安全衛生責任者教育修了者
23	酸素欠乏危険作業主任者	52	現場管理者統括管理講習修了者
24	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	53	職長・安全衛生責任者教育修了者
25	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	54	職長のためのリスクアセスメント教育修了者
26	小型移動式クレーン雲煙技能講習修了者	55	安全衛生責任者教育修了者
27	ガス溶接技能講習修了者	56	低層住宅のための職長教育修了者
28	車両系建設機械運転技能講習修了者	57	土止め先行工法修了者
29	不整地運搬者運転技能講習修了者	58	小型移動式クレーン運転特別教育修了者

別表（５）**専門学科**

土木工学に関する学科 （農業土木・鉱山土木・森林土木・砂防・治山・緑地・造園に関する学科を含む） 建築学に関する学科 都市工学に関する学科 衛生工学に関する学科 交通工学に関する学科 電気工学、電気通信工学に関する学科 機械工学に関する学科 林学に関する学科 鉱山学に関する学科
--

別表（６）**入札参加資格停止期間と配点**

入札参加資格停止を受けた期間	点数
1月未満	-5点
1月以上3月未満	-10点
3月以上6月未満	-20点
6月以上	-30点

別表（７）**営業停止期間と配点**

営業停止を受けた期間	点数
1月未満	-10点
1月以上3月未満	-20点
3月以上	-30点

別表（８）

工事成績評定と配点基準

評定点の平均点	配点
90点以上	30点
85点以上 ～90点未満	25点
80点以上 ～85点未満	20点
75点以上 ～80点未満	15点
70点以上 ～75点未満	10点
65点以上 ～70点未満	5点
60点以上 ～65点未満	0点
55点以上 ～60点未満	－5点
50点以上 ～55点未満	－10点
50点未満	－15点

別表（９）

調整係数表

No.	係数	No.	係数	No.	係数	No.	係数
(1)	1.0150	(9)	1.0110	(17)	1.0070	(25)	1.0030
(2)	1.0145	(10)	1.0105	(18)	1.0065	(26)	1.0025
(3)	1.0140	(11)	1.0100	(19)	1.0060	(27)	1.0020
(4)	1.0135	(12)	1.0095	(20)	1.0055	(28)	1.0015
(5)	1.0130	(13)	1.0090	(21)	1.0050	(29)	1.0010
(6)	1.0125	(14)	1.0085	(22)	1.0045	(30)	1.0005
(7)	1.0120	(15)	1.0080	(23)	1.0040	(31)	1.0000
(8)	1.0115	(16)	1.0075	(24)	1.0035		